

川崎市税公告第 180 号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徵収法（昭和34年法律第147号）第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告します。

令和7年12月26日

川 崎 市 長 福 田 紀 彦

(取扱事務所 川崎市しんゆり市税事務所)

公 売 財 産	
公 売 保 証 金	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり
見 積 価 額	
公 売 方 法	期間競り売り
公 売 参 加 申 し 込 み 期 間	令和8年1月8日（木）午後1時00分から令和8年1月26日（月）午後11時00分まで (紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。)
競 り 売 り 期 間	令和8年2月2日（月）午後1時00分から令和8年2月4日（水）午後11時00分まで (紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。)
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
売却決定の日時	令和8年2月12日（木）午前9時00分
売却決定の場所	川崎市しんゆり市税事務所納税課事務室
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和8年2月12日（木）午後2時30分
買受人について の 資 格 及 び そ の 他 の 要 件	差押財産を換価される滞納者（その依頼人を含む。）及び税務職員並びに国税徴収法第108条第1項各号の規定に該当する者は、買受人となる資格がありません。
そ の 他	別紙「その他事項」のとおり
配 当 を 受 け る 者 の 権 利 の 申 出 に つ い て	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を市長宛て申し出でください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、川崎市しんゆり市税事務所納税課に用意しております。

公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容	公売保証金	見積価額
sn4001	乗用自動車1台 登録番号 川崎※※※※ 車名 トヨタ 車台番号 ZWE211-60※※※※ 総排気量 1790cc	259,000 円	1,290,600 円
	以下余白		

その他の事項

1 インターネット公売の参加

インターネット公売に参加するには、川崎市（財政局）インターネット公売ガイドライン及びKS I官公庁オークションに関する規約・ガイドラインの内容を承諾し順守していただくことが必要です。なお、川崎市（財政局）インターネット公売ガイドラインは、川崎市ホームページの「公売情報」で確認できます。

2 買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者

3 公売財産の確認

競り売りに際しては、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「公売システム」という。）上の公売物件詳細画面等で公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧してください。

4 参加申込手続

公売財産の買受けの申込みをしようとする者（以下「公売参加者など」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。

5 公売保証金の納付

公売保証金の納付を要する公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ、公売に参加できません。

なお、公売保証金をクレジットカードにより納付する場合は、公売参加者などの名義（公売参加者などが、法人の場合は当該法人の代表者名義、代理人の場合は代理人名義）のクレジットカードによる納付に限ります。

6 買受けの申込み

競り売りに係る買受けの申込みは、競り売り期間中であれば何度でもできます。

ただし、一度行った買受けの申込みは、取消しや変更ができません。

7 最高価申込者の決定

見積価額以上の買受申込者のうち、最高の価額による買受申込者に対して行います。

なお、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価額を公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

8 公売保証金の返還

最高価申込者とならなかった場合は、公売終了後に公売保証金を返還します。

9 売却決定

公売公告兼見積価額公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。また、売却決定価額は、落札価額（最高価申込価額）とします。

10 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告に記載された納付期限までに、買受代金から公売保証金を控除した金額を、指定する口座への振込、現金書留による送付（金額が50万円以下の場合に限る。）、為替証書（発行日から起算して、175日を経過していないものに限る。）による納付、又は現金若しくは金融機関振出の預金小切手（電子交換所に加入している金融機関が振り出したもので振出日から起算して8日を経過していないものに限る。）を財政局収納対策部収納対策課への直接持参により納付してください。

なお、買受代金の納付に係る手数料は買受人の負担となります。

11 消費税相当額の負担

公売財産が消費税及び地方消費税の課税財産の場合は、見積価額、最高価申込価額及び売却決定価額に消費税相当額を含みます。

12 買受代金の納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産の権利を取得します。

ただし、所有権移転について、法令の規定等により認可又は登録を要するものについては、関係機関等の認可又は登録がなければ権利移転の効果は生じません。

また、買受代金の全額を納付した後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。

なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。

13 契約不適合責任

公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び川崎市には担保責任等は生じません。

14 公売財産の権利移転手続

権利移転の登記又は登録を請求することのできる公売財産は、買受人の請求により川崎市において関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行うこととされているので、買受人は、買受代金の全額を納付した場合には、速やかに川崎市に対して権利移転の登記又は登録の請求をしてください。

所有権移転について、法令の規定等により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続に際して、その証明書等の提出又は提示が必要となります。

なお、公売財産の権利移転手続に必要な費用（郵送料等）は買受人の負担となります。

また、買受人が自ら登録等を行う公売財産の場合は、速やかに登録等の手続きを行ってください。

15 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。

- (1) 買受代金全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用された場合。

16 買受申込等の取消し

買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止がされる場合があります。この場合において、最高価申込者は、買受申込等の取消しを行うことができます。

17 公売保証金の市帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合には、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る市税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

なお、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、川崎市に帰属します。

18 公売システムについて

本公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムを利用して行います。

公売システムの利用に関して公売参加者及び買受申込者に損害が生じた場合、川崎市は責任を負いません。

公売システムによる競り売り方法等の詳細は、川崎市（財政局）インターネット公売ガイドラインで確認してください。なお、川崎市（財政局）インターネット公売ガイドラインは、川崎市ホームページの「公売情報」で確認できます。

公売参加申込期間及び競り売り期間には、公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。

19 その他

公売公告兼見積価額公告の内容は、川崎市みぞのくち市税事務所納税課又は川崎市財政局収納対策部収納対策課で閲覧できます。